施設管理班の業務

１　施設・設備の点検、対応　……………………　２

２　運営で使う部屋などの指定、表示 ………… ２

３　生活場所の整理、プライバシー確保　………　３

４　トイレ　…………………………………………　４

５　ペット　…………………………………………　５

６　ごみ　……………………………………………　６

７　生活用水　………………………………………　７

８　衛生管理　………………………………………　８

　8-1　手洗い　…………………………………… 　８

　8-2　食器・洗面道具　………………………… 　９

　8-3　清掃　……………………………………… 　９

8-4　洗濯　……………………………………… 　９

　8-5　風呂　……………………………………… 　10

９　照明（消灯）　…………………………………　11

10　飲酒・喫煙　……………………………………　11

11　見回り・夜間の当直　…………………………　12

12　防火対策　………………………………………　12

13　防犯対策　………………………………………　13

14　女性や子どもへの暴力防止対策　……………　14

プライバシーの保護

業務で知りえた個人情報は、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務１ | 実施時期 | 展開期～ |
| 施設・設備の点検、対応 |
| (１)施設の安全点検* 避難所となった建物の応急危険度判定を実施していない場合は、応急危険度判定士による応急危険度判定を行う。応急危険度判定士がいない場合は、すみやかに市災害対策本部に派遣を要請する。
* 応急危険度判定や設備点検の結果、危険と判定した場所への立ち入りを禁止し、出入口をロープで封鎖し、「立入禁止」の張り紙などで表示して進入できないようにする。

(２)設備の確認、修繕依頼* マニュアル本編(p.16)を参考に、ガスや電気、水道、電話、放送、トイレなど設備の状況について点検する。
* 修繕が必要な箇所についての要望を施設管理者に提出する。
* 発電機や照明機器、通信手段など資機材の調達が必要な場合は、食料・物資班に依頼する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務２ | 実施時期 | 展開期～ |
| 運営で使う部屋などの指定、表示 |
| * 総務班や救護・要配慮者班、食料・物資班と連携し、マニュアル本編(p.18～19)を参考に、施設管理者と協議の上、立入禁止にすべき場所、避難所運営で使う場所などを指定する。
* 立入禁止とした場所や避難所運営のために使用する場所は、出入口に張り紙などして明確に表示する。
* 駐車場は要介護者や身体障がい者等を除いて原則として避難者の駐車を禁止する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務３ | 実施時期 | 展開期～ |
| 生活場所の整理、プライバシー確保 |
| (１)通路の確保* 避難所利用者が生活する場所には、通路を設ける。

**＜通路を設ける際の注意＞*** 室内は土足厳禁とする。
* 布団を敷く所と通路を区別する。
* 主な通路は、車いすも通行できるよう幅120cm以上確保する。
* 各世帯の区画が必ず１箇所は通路に面するようにする。

(２)トイレの確保、設置* トイレを確認する。

→確認の結果、使用しないと決めたトイレは、貼り紙などで使用禁止を表示する。* トイレの数が足りない場合は、災害用トイレ（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレなど）を食料・物資班に依頼する。
* 総務班、救護・要配慮者班、施設管理班と連携し、災害用トイレの数や設置場所を決める。
* トイレの設置場所は、男性用、女性用、要配慮者用について、それぞれ安全に行きやすい場所を決める。
* 災害用トイレが搬送されたら、所定の場所に設置する。

(３)プライバシーの確保* 避難所利用者が生活する場所には、原則、避難所利用者以外立ち入らないようにする。
* 避難所利用者からプライバシーの確保などの要望があった場合は、テントや段ボールなどのパネルで仕切り、各世帯の境界を明確にできるようにする。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務４ | 実施時期 | 展開期～ |
| トイレ |
| １トイレの防疫、衛生、清掃* トイレットペーパーや消毒液など、トイレの消毒、殺菌対策に必要な物資を把握し、足りない分は食料・物資班に依頼する。
* トイレを使うときの注意事項を避難所利用者に知らせる。
* 避難所利用者によるトイレの清掃が定着するまで、１日に数回見回りを行い、必要に応じて清掃を行う。

２トイレの清掃* 避難所利用者の組ごとに当番を決め、毎日交替で行う。
* 清掃の時間は予め決めておき、時間になったら放送などで伝える。
* できるだけ早めに、市災害対策本部に汲み取りを要請する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務５ | 実施時期 | 展開期～ |
| ペット(ペットの受け入れ) |
| (１)登録情報の確認* 総務班からペット台帳の写しをもらい、ペットの情報を把握する。（登録漏れがないよう注意）
* ペット台帳をもとに、避難所に受け入れたペットの状態を確認する。
* ペットの飼い主にペットの飼育について(様式集p.16)を手渡しして、飼い主自身が責任をもって飼育するよう徹底する。
* 身体障がい者補助犬はペットではなく、要配慮者への支援として考える。

(２)ペットの受け入れ場所の確保* 総務班、施設管理班と連携し、ペットの受け入れ場所を確保する。

**＜ペットの受け入れ場所＞*** ペットは、アレルギーや感染症予防のため、避難所利用者が生活する場所とは別の場所に受け入れ、動線が交わらないよう注意する。（施設に余裕がある場合は、ペットと飼い主がともに生活できる部屋を別に設けることも検討する。）
* ペットの受け入れ場所は、避難所敷地内で屋根のある場所を確保する。天候が安定している場合には、テント等の対応も検討する。
* 基本的に、ペットのケージ及びリードは飼い主が用意し、犬、猫など動物の種類ごとに区分して飼育することが望ましい。

(３)ペットの飼育* 避難所のペットの管理責任は、飼い主にあることを原則とする。
* ペット受け入れ場所の清掃は、飼い主間で協力して行う。
* 総務班、施設管理班と連携し、避難所でのペットの飼育ルールや衛生管理方法を決定する。追加した項目は、ペットの飼育について(様式集p.16)にも記入・配布するなどして、飼い主に指導する。

５動物救護本部との連携* 情報班と連携し、県や市の動物救護本部の設置状況や、ペットの救護活動に関する情報を確認する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務６ | 実施時期 | 展開期～ |
| ごみ |
| (１)ごみ集積所の設置* 総務班、施設管理班と連携し、施設の敷地内にごみ集積所を決める。
* ごみ集積所では、地域の規定に従い、分別の種類ごとに置き場を決めて表示する。
* ごみ集積所の場所やごみの分別方法は、避難所利用者の事情に配慮した広報の例(巻末参考資料)を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に確実に伝わるようにする。

**＜ごみ集積所の選定＞*** 避難所利用者が生活する場所から離れた場所（においに注意）
* 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所
* 清掃車が出入りしやすい場所

**＜他のごみと分け、取扱いに注意するもの＞*** 危険物（カセットボンベなど）
* トイレから出たごみ（衛生上注意）

(２)ごみの収集、分別* 避難所利用者の組ごとにごみ袋を配布し、市のごみ処理のルールに合わせて分別してもらう。
* 各世帯から出たごみは、避難所利用者の組ごとにごみ集積場に運んでもらい、分別して所定の場所に置いてもらう。
* 在宅避難者のごみは通常の集積場所に出させることとし、避難所への持ち込みは行わないようにする。
* ごみ袋などが不足したら、食料・物資班に依頼する。

(３)ごみの処理* 可燃ごみは、原則として避難所内では燃やさない。
* ごみの収集は、市災害対策本部に要請する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務７ | 実施時期 | 展開期～ |
| 生活用水 |
| (１)排水の処理* 炊き出し、洗濯、風呂、シャワーなど水を使用する設備は、総務班や施設管理班と連携し、浄化槽や下水道などの排水処理設備に流せる場所に設置できるよう検討する。
* 炊き出し、洗濯、風呂、シャワーなどで使用した水は、垂れ流しにすると悪臭や害虫の発生など、生活環境の悪化につながるため、浄化槽や下水道など排水処理設備に流すようにする。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務８－１ | 実施時期 | 展開期～ |
| 衛生管理(手洗い) |
| (１)手洗いの徹底* 感染症対策や衛生確保のため、流水と石鹸での手洗いを徹底する。
* 食品を取り扱う人は、取り扱う前に必ず手を洗った上で、手指消毒用アルコールで消毒する。

(２)手洗いのための水が確保できない場合* 生活用水を確保し手洗い場を設置するまでの間は、手指消毒用アルコールなどの消毒液を活用する。
* 手洗い場やトイレ、各部屋の出入口などに手指消毒用アルコールなどの消毒液を設置する。
* 消毒液は定期的に取り替え、不足したら、食料・物資班に依頼する。

トイレの後と食事の前は必ず手洗い！←手指消毒用　アルコール(３)手洗い場の設置* 生活用水が確保できたら、蛇口のあるタンクに水を入れた簡易の手洗い場を設置する。
* 浄化槽や下水管が使用できる場合は、排水を浄化槽や下水に流す。
* 感染症予防のため、タオルの共用は禁止する。

トイレの後と食事の前は必ず手洗い！←蛇口つきタンクを机の上に設置↑使用後の水を受けるバケツなど |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務８－２ | 実施時期 | 展開期～ |
| 衛生管理(食器・洗面道具) |
| * 食器はできるだけ使い捨てとし、共有しない。
* 使い捨ての食器が十分に調達できない場合は、ラップをかぶせて使用するなど工夫する。
* 食器を再利用するときは、各人の責任で行う。
* 洗面道具（くし、カミソリ、歯ブラシ、タオルなど）は共有しない。
* 不足するものがあれば、食料・物資班に依頼する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務８－３ | 実施時期 | 展開期～ |
| 衛生管理(清掃) |
| * 部屋の清掃は、その部屋を利用している避難所利用者の組ごとに週１回以上行ってもらう。
* 共有スペースの清掃は、避難所利用者の組ごとに当番を決め、定期的に行ってもらう。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務８－４ | 実施時期 | 展開期～ |
| 衛生管理(洗濯) |
| * 生活用水が確保できるようになったら、総務班、施設管理班と連携し、洗濯場・物干し場を決める。洗濯場・物干し場は、必要に応じて男女別に分けるなど配慮する。
* 食料・物資班に洗濯機や物干し場で使う資材を調達するよう依頼する。
* 洗濯場、物干し場の利用のルールを決め、避難所利用者の事情に配慮した広報の例(巻末参考資料)を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に確実に伝わるようにする。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務８－５ | 実施時期 | 展開期～ |
| 衛生管理(風呂) |
| (１)周辺施設の情報収集・提供 * 情報班と連携して、公衆浴場や宿泊施設の開店情報などを入手し、避難所利用者の事情に配慮した広報の例(巻末参考資料)を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に伝わるようにする。

(２)仮設風呂、仮設シャワー* 仮設風呂や仮設シャワーが利用できる場合は、浴槽水の交換や消毒方法について市災害対策本部や保健所と協議する。
* 仮設風呂や仮設シャワーは、少なくとも一週間に２回は入浴できるよう、利用計画を作成する。

**＜風呂・シャワーの利用計画＞*** 利用時間は男女別に、避難所利用者の組単位で決める。
* 利用時間の一覧表を作成して情報掲示板に掲示するとともに、総務班と連携し、利用時間ごとの入浴券を発行する。
* 利用希望者が多い時期は１人あたりの利用時間を15分から20分程度、利用希望者が落ち着いてきたら30分程度に延長するなど対応する。
* アトピー性皮膚炎など、入浴やシャワーで清潔に保つことが必要な人の利用方法（利用時間や回数など）は、個別に検討する。
* 個別に対応する必要がある場合は、個別利用が可能な時間設定をするなどの配慮をする。
* 仮設風呂や仮設シャワーを利用できる日や使用方法について、避難所利用者の事情に配慮した広報の例(巻末参考資料)を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に確実に伝わるようにする。
* 清掃は、避難所利用者の組ごとに当番を決めて毎日交代で行う。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務９　 | 実施時期 | 展開期～ |
| 照明（消灯） |
| * 避難所利用者の生活場所などの消灯時間を決め、避難所でのルール(様式集p.4～)に記載し、情報掲示板へ掲示する。
* 消灯時間になったら、避難所利用者が生活する場所は照明をおとす。
* 安全や防犯対策のため、廊下やトイレ、避難所運営に必要な部屋などは消灯時間後も点灯したままとする。
* 屋外に設置した災害用トイレなど、夜間照明が必要な場所に非常用電源などによる照明を設置する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務10　 | 実施時期 | 展開期～ |
| 飲酒・喫煙 |
| * 避難所での飲酒や喫煙のルールを決め避難所でのルール(様式集p.4～)に記載し、情報掲示板へ掲示する。
* ルールに基づいた飲酒・喫煙を徹底するよう避難所利用者に伝える。

(１)喫煙* 施設管理者と協議の上、避難所利用者が生活する場所から離れた屋外に喫煙場所を設置する。(避難所内の防火対策及び受動喫煙防止のため)
* 喫煙場所には、灰皿、消火用水バケツを設置し、吸い殻の処理や清掃は、喫煙者自身に行ってもらう。

(２)飲酒* トラブル防止のため、飲酒を控えるよう呼びかける。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務11　 | 実施時期 | 展開期～ |
| 見回り・夜間の当直 |
| (１)見回り* 避難所敷地内にある危険な場所や死角になる場所などを確認しておく。
* 女性や子どもに対する暴力防止や、避難所内の不審者排除のため、昼間・夜間に２人１組で避難所内外の見回りを行う。とくに、危険な場所や死角になる場所は定期的に警備する。
* 見回りの際は、腕章やビブス（ゼッケン）などを着用する。
* 避難所利用者の配置の変更などに合わせて、見回り場所の見直しを行う。

(２)夜間の当直* 各運営班と協力し、夜間当直体制を組む。
* 当直者は、各運営班の班員による交代制とし、避難所運営本部室などで仮眠をとる。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務12　 | 実施時期 | 展開期～ |
| 防火対策 |
| * 建物内は原則、火気厳禁・禁煙とする。
* 火気を取り扱う場所には、必ず消火器と消火用バケツを設置する。
* 部屋ごとに火元責任者を決める。
* 冬季の暖房は、館内暖房設備を優先して使用する。
* 電力が復旧していない場合などに、建物内で石油ストーブなどの暖房器具を使用する場合は、火災防止のため十分注意を払うよう避難所利用者の事情に配慮した広報の例(巻末参考資料)を参考に、避難所でのルール(様式集p.4～)などを用いて、避難所利用者全員に伝える。
* 当番を決めて、避難所の火災予防のための自主検査表（様式集p.37）に基づき毎日検査をする。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理班の業務13　 | 実施時期 | 展開期～ |
| 防犯対策 |
| * 多くの人が出入りする避難所の出入口付近に総合受付を設け、総務班などの受付担当者が外来者を確認できる体制をとる。
* 夜間、避難所の出入口となる扉や１階部分の窓は原則施錠する。ただし、避難所運営本部室に近い扉を１箇所だけ開けておき、当直者が、夜間に出入りする人を確認できる体制をとる。
* 避難所内でトラブルが発生したときは、避難所利用者の組長などが複数人ですみやかに対応する。

**＜トラブル発生時の注意＞**・自分から声をかける・相手の言い分をよく聞く・あくまでも冷静、論理的に説明する・できること、できないことを明確にする・納得するまで説明する* 避難所内での盗難や、女性や子どもなどへの暴力、性的暴力などの犯罪防止のため、避難所利用者の事情に配慮した広報の例(巻末参考資料)を参考に、避難所利用者全員に注意喚起を行う。とくに、女性や子どもへの暴力・性暴力防止については、救護・要配慮者班と連携して取り組むこと。

**＜犯罪防止のための注意喚起＞**・人目のないところやトイレには一人で行かない。・明るい時間帯に行動する。・移動する際はまわりの人に声を掛け合う。　* 必要に応じて、近隣の警察署に巡回や女性警察官の派遣を依頼する。
* 警察署から不審者情報を入手したら、情報班と連携し避難所利用者の事情に配慮した広報の例(巻末参考資料)を参考に、避難所利用者全員に知らせる。
 |
| 施設管理班の業務14 | 実施時期 | 展開期～ |
| 女性や子どもへの暴力防止対策 |
| (１)女性が使用する場所への配慮* 女性用トイレ、更衣室、授乳室など女性が使用する場所は、異性の目が気にならない場所に設置するなど工夫する。
* 避難所として使える場所に余裕があれば、女性が安心して過ごせる女性専用スペースを設ける。（生理用品や下着など女性用物資の配布や、着替えや仮眠場所としての利用、夜泣きする子どもを抱えた人の利用など）

(２)女性や子どもへの暴力防止対策の検討* 避難所内の危険な場所や死角になる場所を把握しておく。
* 施設管理者と連携し、女性や子どもへの暴力を防ぐための対策を検討する。
* 必要に応じて、近隣の警察署に巡回や、女性警察官の派遣を依頼する。
* 必要に応じて、市災害対策本部に防犯ブザーやホイッスルなどの防犯対策物品を要求する。

(３)女性や子どもへの注意喚起* 女性や子どもなどへの暴力や性的暴力の被害を防ぐため、防犯ブザーやホイッスルを配給し、携帯するよう呼びかける。
* 女性や子どもに対し、犯罪防止のための注意喚起を行う。

**＜犯罪防止のための注意喚起＞**・人目のないところやトイレには１人で行かない。・必ず２人以上で行動する。・なるべく明るい時間帯に行動する。・移動する際はまわりの人に声を掛け合う。・避難所の安全は、みんなで守る。・暴力は絶対に許さない。 |